

「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修」委託要項

令和2年6月2日
総合教育政策局長決定
令和3年2月8日
一部改正
令和4年2月15日
一部改正
令和5年3月20日
一部改正

1 趣旨

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定され、本法第7条を受け、令和2年7月に令和2年度から5年間の国の基本計画を定めた「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）が策定された。

読書バリアフリー基本計画では、国において図書館サービス人材の育成を行うこととしており、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修や、障害当事者でピアサポートができる司書・職員等の育成等に資する研修を行う。

2 事業の内容

司書、司書補、司書教諭、学校司書、職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「司書等」という）が障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用 방법에習熟するための研修、障害当事者でピアサポートができる司書等の育成や環境の整備に必要な研修等を実施する。

研修の企画、講師の依頼、受講者のとりまとめ、研修の実施等の研修の運営に係る諸事務を行う。詳細は運用指針を参照すること。

3 事業の委託先

都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人及び取組を企画、実施できる団体又は任意団体（以下「都道府県等」という）。

ただし、任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

4 事業の委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月8日までとする。

5 委託手続き

- (1) 都道府県等が業務の委託を受けようとするときは、公募要領に定める様式により事業計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、審査委員会（文部科学省内に設置。）において、都道府県等が作成した事業計画書を審査した上で、受託団体を選定し、事業を委託する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。また、審査委員会は必要に応じ、都道府県等に対し、調査研究の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、保険料、人件費、雑務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。詳細は運用指針及び「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修経費の取扱い」等に基づき、適正な執行に努めること。委託費はその額の確定後、都道府県等の請求により支払うものとする。但し、都道府県等が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、別途定める方法により、概算払いすることができる。
- (2) 都道府県等は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。但し、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (3) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (4) 文部科学省は、都道府県等が本契約の定め違反した時や、委託業務の遂行が困難であると認めた時は、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 再委託を受託する者は、事業を実施するための事業計画書を提出するとともに、事業の成果等について都道府県等に報告しなければならない。
また、都道府県等は必要に応じ、再委託の受託団体に対して指導助言を行うものとする。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8 事業完了（廃止）の報告

(1) 都道府県等は、本事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

(2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める委託事業完了（廃止）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

9 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された委託事業完了（廃止）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、都道府県等に対して通知するものとする。

(2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 委託費の支払い

文部科学省は、上記9による額の確定後、本事業の委託を受けた都道府県等に委託費を支払うものとする。ただし、都道府県等からの要求により、必要があると認められるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い調った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払することができる。

11 委託契約の解除

文部科学省は、本事業の委託を受けた都道府県等が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

12 著作権等

(1) 都道府県等は、本委託事業により発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）の権利がある場合には、本委託事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。なお、研修の講師の肖像権及び資料の著作権等の利用許諾については、あらかじめ文部科学省と協議の上、都道府県等において処理を行うこと。

(2) 都道府県等が募集要項など本委託事業に関連して作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、都道府県等に帰属するものとする。

る。

- (3) 上記(2)の規定に関わらず、文部科学省が必要と認めた時は、都道府県等は無償にて文部科学省が使用することを許諾するものとする。

13 その他

- (1) 文部科学省は、都道府県等による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、都道府県等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 都道府県等は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。